

四日市市会計年度任用職員(フルタイム)
(学校用務員) 採用試験要項

1 募集職と採用予定人員

○募集職 四日市市会計年度任用職員 学校用務員 (小・中学校)

主な職務概要

- ・ 学校施設・設備の管理、清掃、ごみの処理
- ・ 門扉の開閉、校舎の戸締り
- ・ 送迎、関係機関との連絡業務 等々

○採用予定人員 4名

2 採用予定日 令和7年4月1日

3 受験資格 次の(1)~(3)の条件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降生まれの人。
- (2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- (3) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する方人。

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場及び合格発表

区分	日時	会場	合格発表(予定)
第1次試験	令和7年2月2日(日) 午前9時30分から午後0時頃まで (時間は予定)	中部地区市民センター (四日市市西浦一丁目8番3号)	令和7年2月上旬 郵便にて受験者本人に通知
第2次試験	第1次試験合格者に通知します。		

5 試験内容(予定)

(1) 第1次試験の内容

試験科目	内容
事務能力基礎試験	国語(日本語)能力、数的処理能力についての筆記試験 [50分]
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査 [50分]

※ 試験日には、鉛筆(B又はHB)、消しゴムなどの筆記用具を持参してください。

(2) 第2次試験の内容

試験科目	内容
面接試験	職務に対する適応性等の評価を行います。

※ 採用内定者には健康診断を受診していただきます。

6 受験手続

(1) 提出書類

◇ 受験申込書 1部 (市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真[30×40mm]を貼ること。)

* 学歴・職歴欄については、現在に至る経歴を漏れなく正確に記載すること。

◇ 受験票 1部 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと。)

◇ 返信用封筒(定形) 2通 (長形3号 2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ること。)

◇ 在留資格を証明する書類(住民票など) 1部 (外国籍の人に限り、個人番号情報は不要です)

※ 受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出書類については返却いたしません。

(2) 提出先

四日市市諏訪町1番5号 (〒510-8601) 四日市市教育委員会 教育総務課 (四日市市役所 本庁舎 9階)

(3) 受付期間

令和6年12月18日(水) ~ 令和7年1月17日(金)

* 郵送の場合は封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

* 郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効とします。

* 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始12月29日~1月3日を除く)。

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

(1) 対象者 : 第1次、第2次試験の不合格者

(2) 内容 : 第1次、第2次試験の総合順位と総合得点

(3) 期間 : 第1次、第2次試験の合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く。)

(4) 場所 : 四日市市教育委員会 教育総務課

(5) 方法 : 受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ直接申し出ること。

8 受験についての問い合わせ先

四日市市教育委員会 教育総務課 総務グループ TEL(059) 354-8236

☆ 採用後の給与、勤務時間等

月額	初任給 185,680円(金額は地域手当(10%)を含む)
勤務場所	市内小中学校
その他諸手当	☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです。) ☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。 ☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
勤務時間等	1週間あたり38.75時間
休暇	年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。 その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
任用期間及び再度の任用	採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日) 勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、地方公務員の定年年齢を超えての再度の任用はありません。
その他	地方公務員法等の改正により、身分・勤務条件等が変更となる場合があります。